

高齢期の財産管理にまつわる備えの動向と促進に向けた課題

目 次

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| I. はじめに | Ⅲ. 高齢者の財産管理に関する備えと動向 |
| Ⅱ. 高齢者の財産管理をめぐるトラブルと行政による対策の動き | Ⅳ. 財産管理に関する備えの普及状況と促進要因 |
| | V. まとめ |

上席研究員 成瀬 昂 上級研究員 岡島 正泰

要 約

I. はじめに

日本人口の高齢化が進む中、認知症や家族の有無に関係なく、認知症高齢者が適切な財産管理を行い暮らせるよう支える社会体制の構築が急務である。

Ⅱ. 高齢者の財産管理をめぐるトラブルと行政による対策の動き

高齢期になると、認知症等による判断力の低下に伴い、生前・死後に様々なトラブルが生じる。トラブルの予防と早期解決に向けた取り組みは、共生社会の実現に向けた重要な課題であり、積極的に推進されてきている。

Ⅲ. 高齢者の財産管理に関する備えと動向

高齢者の財産管理に関する課題の解決に有用な様々な制度・サービスが存在する。事前に備えていくことでより適切な制度・サービスを選択でき、保有する資産、家族構成等の環境、本人の意向に応じた支援を実現できる可能性がある。

Ⅳ. 財産管理に関する備えの普及状況と促進要因

財産管理に関する備えは殆ど行われていない。備え普及のための3段階アプローチとして、一般集団への動機付けおよび情報提供、適切な備え方をアドバイスできるALPアドバイザーへの誘導、ALPアドバイザーによる備え手続きの具体的な支援が提案されている。

V. まとめ

認知機能の低下した高齢者の財産管理に関する備えを促進する社会介入の仕組みとして、ALP機構が提案されている。

I. はじめに

1. 高齢者人口の推移

2023 年 4 月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来推計人口」によると、総人口は長期的に減少し、2020 年の 1 億 2,615 万人が 2070 年には 8,700 万人に減少する（2020 年比 69%）と推計されている¹。また、65 歳以上人口の割合は 2020 年の 28.6%から 2070 年には 38.7%に増加し、65 歳以上人口のピークは 2043 年の 3,953 万人で、その後は減少する見込みである²。高齢化が進む中、認知症や軽度認知障害（MCI）の罹患率も増加し、2025 年には 1,035.9 万人、2050 年には 1,217.8 万人に達すると推計されている《図表 1》³。認知症高齢者の急増を見据えながら、高齢者が生きやすい社会を作ることが重要な課題となっている。

《図表 1》認知症および MCI の患者数と有病率の将来推計

年	認知症		MCI	
	患者数の推計値 (95%CI) (万人)	有病率 (95%CI) (%)	患者数の推計値 (95%CI) (万人)	有病率 (95%CI) (%)
2022	443.2 (418.0-468.4)	12.3 (11.6-13.0)	558.5 (382.0-735.1)	15.5 (10.6-20.4)
2025	471.6 (443.3-500.0)	12.9 (12.1-13.7)	564.3 (487.0-641.5)	15.4 (13.3-17.6)
2030	523.1 (492.7-553.6)	14.2 (13.3-15.0)	593.1 (516.3-669.9)	16.0 (14.0-18.1)
2035	565.5 (533.5-597.5)	15.0 (14.1-15.8)	607.7 (530.6-684.7)	16.1 (14.1-18.1)
2040	584.2 (551.0-617.3)	14.9 (14.0-15.7)	612.8 (533.4-692.2)	15.6 (13.6-17.6)
2045	579.9 (546.7-613.2)	14.7 (13.9-15.5)	617.0 (536.2-697.9)	15.6 (13.6-17.7)
2050	586.6 (552.8-620.5)	15.1 (14.2-16.0)	631.2 (547.9-714.4)	16.2 (14.1-18.4)
2055	616.0 (580.9-651.0)	16.3 (15.4-17.2)	639.7 (558.0-721.4)	16.9 (14.8-19.1)
2060	645.1 (608.7-681.4)	17.7 (16.7-18.7)	632.2 (551.4-713.0)	17.4 (15.1-19.6)

CI: 信頼区間

- 2022 年の 4 地域（久山町、中島町、中山町、海士町）から得られた認知症および MCI 者の性年齢階級別有病率が 2025 年以降も一定と仮定して推計した。
- 2025 年以降の性年齢階級別人口分布の出典：国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口：性年齢階級別人口分布・出生中位（死亡中位）推計
(https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp)

（出典）二宮利治（代表）「令和 5 年老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分） 認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（2024 年）

2. 高齢者が直面する課題

高齢者が認知機能の低下に伴い直面する課題の中で、財産管理は重要な問題として取り上げられている。認知症高齢者の保有資産は 2040 年に金融資産 241 兆円、不動産 107.7 兆円に達し、これらは家計資産総額の 12%以上を占める⁴。意思能力が低下すると、資産管理や預貯金の引き出しが困難になり、支援者への負担や詐欺リスクが高まるほか、意思決定が法的に無効とされることがある。現在、家族が代理で手続きを行っているが、今後、身寄りのない高齢者が急増することが予測されており、子や配偶者がいない高齢者は 371 万人から 834 万人、三親等内に親族がいない高齢者は 286 万人から 448 万人

¹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 出生中位・死亡中位推計結果」（2023 年）

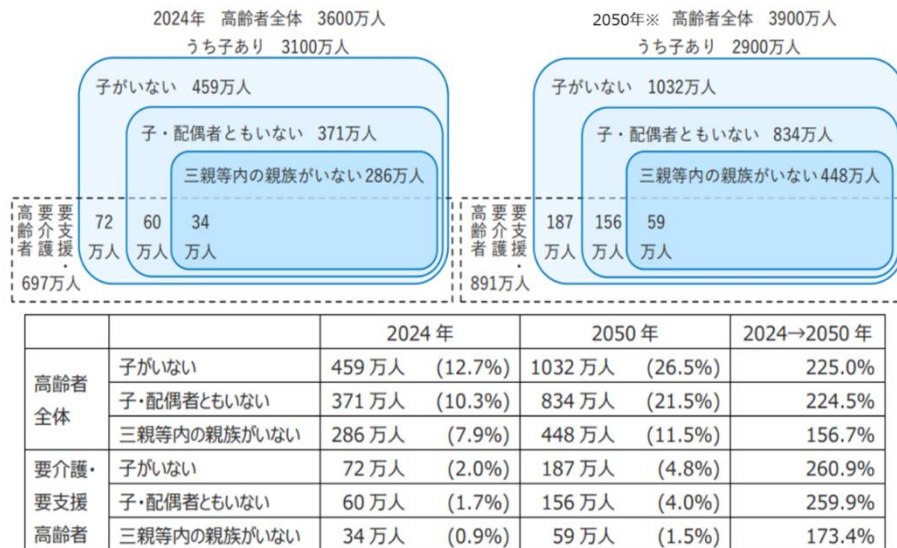
² 同上。

³ 二宮利治（代表）「令和 5 年老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分） 認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（2024 年）

⁴ 三井住友信託銀行株式会社「膨らむ認知症高齢者の保有資産」（調査月報、2022 年 5 月号）

に増加する見込みだ《図表 2》⁵。成年後見制度の普及不足や申請の難しさも課題となっており、行政機関やケア支援者による対応では専門性の欠如や業務外行為が懸念される。認知症高齢者、および身寄りのない高齢者の増加を踏まえ、家族や認知症の有無にかかわらず高齢者が適切な手続きを経て暮らせるように、支援と代理の仕組みが必要である。

《図表 2》身寄りのない高齢者数の将来推計



(資料) 日本総合研究所作成

(出典) 岡元真希子「増加する「身寄り」のない高齢者—頼れる親族がいらない高齢者に関する試算—」(日本総研 Research Focus、2024 年 7 月 23 日) (※部分は元の図で「2024 年」と表記されていたが、本文内容と照合し 2050 年に修正した)

3. 高齢者の財産管理に関する事前の備えをめぐる動向

高齢者の心身機能の低下が進行する前に備えを怠ると、トラブル発生後に対処が難しくなり、生活の不便や健康問題が発生することがある。また、ケア支援者が対応した場合、不適切な支援負担が生じる可能性もある。財産管理に関連しては、資産と保有不動産の管理に関するトラブルと困難が生じた際の支援方策の開発・普及、および、資産・住まい管理に困難が生じないための高齢者各人の備えの促進が、社会課題として注目されてきている(詳細は「Ⅱ. 2. 高齢者の財産管理に関連した行政の動き」に記載)。

筆者らは、本課題に関連して、2023-2024 年度にかけて 2 件の研究プロジェクトに参画し、結果を公表してきた。1 件目は、壮年期一般住民を対象に実態調査を行った「中高年者における財産管理にまつわる将来の備えとその関連要因の検討(以後、備え関連要因の検討論文)」である⁶。2 件目は、Advance Life Planning 調査研究委員会で高齢期の備えに関する委員会審議および調査研究を行った「Advance Life Planning 調査研究委員会 2024 年度研究報告(以後、ALP 調査研究報告書)」である⁷。本レポート

⁵ 岡元真希子「増加する「身寄り」のない高齢者—頼れる親族がいらない高齢者に関する試算—」(日本総研 Research Focus、2024 年 7 月 23 日)。

⁶ 岡島正泰、成瀬昂、仙波太郎、鈴江康德「中高年者における財産管理にまつわる将来の備えとその関連要因の検討」(厚生指標、2025 年 3 月号(第 72 巻第 3 号))

⁷ 「Advance Life Planning 調査研究委員会 2024 年度研究報告書」(2025 年 2 月)。なお、本報告書は公益財団法人トラスト未来フォーラム(visited Mar 18, 2025) <<https://trust-mf.or.jp/pdf/other/20250313.pdf>> および一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会(visited Mar 31, 2025) <<https://www.helpa.jp/about/research.html>> から公表されている。

では、高齢者の財産管理に関する事前の備えをめぐる国内の現状レビューと、既出の研究プロジェクトで得たデータの二次分析結果に基づき、課題を整理した上で今後の動向予測を示す。

Ⅱ. 高齢者の財産管理をめぐるトラブルと行政による対策の動き

1. 高齢者の財産管理に関連したトラブル

「ALP 調査研究報告書」では、地域包括支援センター、ケアマネジャー、社会福祉協議会、行政書士、高齢者等終身サポート事業関連、住まい、金融事業者等に幅広くヒアリング調査を実施し、それを基に高齢者が直面するトラブルのリストを提示している。

事前の備えがないことによって生じるトラブルは、生前に起こるもの（計 12 種：資産管理のトラブル 6 種、住まいのトラブル 2 種、医療・介護利用のトラブル 4 種）と、本人の死後に起こるもの（2 種）に整理されている。それぞれの説明は《図表 3》の通りである。さらに、生前に起こる 12 種類のトラブルについて、要支援・要介護者の過去 1 年間の発生実績、および今後 1 年間の発生見込は 0.6～3.9% であること、その中でも「毎日の生活費に関するトラブル」の発生実績・見込みが 3.9% と最も高い傾向にあることが定量調査によって示されている。

《図表 3》事前の備えがないことによって生じるトラブル

生前・資産管理のトラブル(6 種)		
1	毎日の生活費のトラブル	認知症を含む心身機能の低下を理由として、銀行からお金を引き出せなくなったり、支払いに必要な現金を管理できなくなったりして、日常生活に必要なものが買えない・光熱費や家賃の支払いが滞るなどの不都合がある。
2	サービス利用費用が支払えないことによるトラブル	認知症を含む心身機能の低下を理由として、医療もしくは介護サービスを利用した際の費用を本人が支払えず、その結果として最適なサービス利用に支障をきたす。
3	住まいの管理資金に関するトラブル	住まいを維持するための修繕費・管理費を捻出できなかったり、自分で支払えなかったりしたことにより、住まいの暮らしやすさや資産価値が下がってしまう。
4	資産・住まいに関する貴重品の紛失トラブル	財布・現金・保険証・マイナンバーカード・鍵等を含む、毎日の生活費および大きな資産取引に必要な貴重品を頻繁に紛失してしまう。これは、生活費や医療・介護サービスの支払い停滞や光熱費の支払い停滞による住まい環境の不全にもつながる。
5	資産と契約に関する不正や浪費	認知症を含む心身機能の低下が生じた際、家族・友人や事業者によって、詐欺や不当な契約、資産の浪費という被害が生じることがある。
6	大きな資産取引のトラブル	認知症を含む心身機能の低下を理由として、住居の売却や資産の再編などの大きな取引ができなくなり、結果として生活や介護・医療費用の確保が困難になる。
生前・住まいのトラブル(2 種)		
7	住環境と心身機能のズレによるトラブル	心身機能の低下を見込んだ事前に住まいのリフォームや改修・住み替えを行っておらず、結果として心身機能に不都合な住環境がきっかけとなって身体損傷や体調悪化が起こる。
8	住環境と心身機能のズレ解消に伴う契約・手続きのトラブル	適切な住み替えやリフォームを試みたが、認知症を含む心身機能の低下を理由として、転居先が見つからなかった、転居手続きが進まなかった、もしくはリフォーム契約手続きが滞るなどの困難が生じる。
生前・医療・介護利用のトラブル(4 種)		
9	要介護認定更新の申請に関するトラブル	本人や家族が適切なタイミングで要介護認定更新の申請を行わなかったため、必要なタイミングで必要な介護サービスを受けることが難しくなる。
10	保証人不在によるサービス利用の停滞トラブル	本人の認知症を含む心身機能の低下を理由として、医療もしくは介護サービスを利用する際の契約を本人が行えず、その結果として最適なサービス利用に支障をきたす。
11	本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル	本人の意思を推定するための根拠となる情報が十分ではないせいで、提供している医療・介護サービスの方針・内容が本人の意思に沿わなくなってしまう。
12	医療・介護の選択肢をめぐる家族間のトラブル	本人の意思を推定するための根拠となる情報が十分でないせいで、家族間で医療・介護の選択方針が統一されず、一部の家族に介護や金銭の負担が偏重したり、家族関係が悪くなったりする。
本人の死後に起こるトラブル(2 種)		
13	死後事務の手続きに関するトラブル	本人が生前に遺言書や死後事務委任契約を準備しておらず、本人がなくなった後、相続の手続きそのものや家の片づけ、葬儀の手配がスムーズに進まず、家族や周囲の関係者に余計に負担がかかる。
14	遺言問題・相続にまつわるトラブル	遺言書や信託を準備しておらず、相続時に家族間で資産の分配について争いが生じる可能性がある。

(出典) 公益財団法人 トラスト未来フォーラム、一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会「Advance Life Planning 調査研究委員会 2024 年度 研究報告書」(2025 年 2 月)

2. 高齢者の財産管理に関連した行政の動き

(1) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行からみた金融と高齢者の課題

金融と高齢者の議論は、「共生社会」の中で論じられる。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」は、2023年6月16日に公布され、2024年1月1日から施行された⁸。その基本理念（第三条）の中には「一、全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること」、「三、認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること」と記載されている。

基本理念からは、障害を理由とした排除をなくし包摂へと遷移すること、すべての人が自らの意思によって生活を営むことができるようにすること、地域に暮らし関わるあらゆるステークホルダーが認知症高齢者の意向を正しく理解し、意思決定を支援し、権利を保護する仕組みを作ることが求められていると言える。共生社会を目指す政策の中では、日常生活に必要な金融取引、ならびに財産管理に関しても、高齢者自身の意思によってなされるための施策や対策を進めていく必要がある。

(2) 認知症対策の歩みと金融支援

認知症高齢者に対する金融支援は、社会参画や経済活動への包摂を基本理念に、認知症対策・関連施策の中で少しずつ取り組まれてきた。日本では1980年代後半から本格的に認知症への施策が進められ、2012年には「オレンジプラン」、2015年には「新オレンジプラン」、そして2019年には「認知症施策推進大綱」が策定された。「認知症施策推進大綱」（2019年6月策定）は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を送れる社会を目指し、認知症患者とその家族の視点を重視した施策を推進することを基本理念としたものである⁹。この大綱の中では、「共生」と「予防」を車の両輪として進め、特に予防に関しては「認知症予防に関するエビデンスの収集・普及」や、「備えとしての取り組み」を促すことが重要視されている。経済活動を含む多様な日常生活を支えるための社会環境の実現を目指し、認知症に関する取り組みを実施している企業等の認証制度の導入や成年後見制度の利用促進が行われてきた。

さらに2024年、内閣府は高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、「高齢社会対策大綱」を定めた《図表4》¹⁰。この中では、高齢者の経済活動を支援するという方針が明確に記載されている。認知機能が低下した高齢者が金融機関を利用する場面での支援が必要であるとし、「金融機関の窓口では認知機能が低下した人と接する機会が多く、地域の福祉機関等との連携が必要である」と記載されている（高齢社会対策大綱、令和6年9月13日閣議決定）。認知症高齢者が金融機関を利用する際には、金融機関が地域の福祉機関やケア支援機関と連携し、認知機能が低下した人を必要な支援に繋げることが求められている。こ

⁸ 「令和五年法律第六十五号、共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

⁹ 厚生労働省「認知症施策推進大綱について」（2019年6月）

¹⁰ 内閣府「高齢社会対策大綱」（2024年9月）

これらの取り組みを推進するために、本人の同意を得ることなく個人データを共有する場合の法的枠組みや、支援体制を強化するための措置が検討されている。さらに高齢社会対策大綱の中には、成年後見制度の利用を促進すること、身寄りのない高齢者の支援の仕組みを充実させていく方針も示されている。後者については、地域のインフォーマルな関係作りを促進すること、包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を検討することに加えて、高齢者等終身サポート事業の適正な発展を目指す方針が明記されている。2024 年 6 月には、関係府省庁が連携して「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」が策定された¹¹。

大綱からは、金融機関、成年後見制度、高齢者等終身サポート事業が自治体や地域の社会資源と連携し、認知症等で意思判断力が低下した高齢者の財産管理を支える方向性が読み取れる。特に身寄りのない高齢者が増加する今後、これらの仕組みがますます重要となるであろう。

《図表 4》高齢社会対策大綱より抜粋

第2 分野別の基本的施策、2 健康・福祉、(7)身寄りのない高齢者への支援

高齢期において、望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、地域におけるインフォーマルな関係づくりが重要となることから、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置に向けた伴走支援等の実施や重層的支援体制整備事業等の活用により、自治会や町会、スポーツ団体や NPO 等のボランティア団体等、地域の多様な団体が連携して支援する環境整備に取り組み、日常生活での緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進する。

地域の関係機関が身寄りのない高齢者を円滑に支援するためのガイドラインの作成や相互のネットワークの構築等について、都道府県・市区町村における取組事例を収集し、情報提供を行うこと等により促進する。

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組の試行的な実施を通じて課題を整理し、身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方について検討を進める。

利用者が安心して高齢者等終身サポート事業を利用できるよう、2024 年(令和6年)6月に関係府省庁が連携して策定した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」に基づき、事業者の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進する。

エンディングノートの準備を行うなど、一人暮らしの高齢者の生前の意向を確認していくことの重要性について、広く啓発を進めるとともに、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、現行の自筆証書遺言の方式に加え、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心として、遺言制度の見直しを検討する。

第2 分野別の基本的施策、4 生活環境、(3)金融経済活動における支援

日常生活において認知機能を必要とする場面が多い金融機関の窓口は、認知機能の低下した人と接する機会も多く、金融機関から地域の福祉機関等必要な支援につなげることが望まれる。そのため、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に定める例外に該当する場合において、本人の同意を要することなく個人データを共有し、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)に基づく消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)や社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に基づく重層的支援体制整備事業の支援会議の枠組みに、必要に応じて金融機関の参加を促進し、認知機能が低下した人を必要な支援につなぐ取組を推進する。

あわせて、重層的支援体制整備事業の支援会議の開催に当たって、同会議から金融機関等の認知症が疑われる者の状況を把握していることが想定される機関に対して必要に応じて情報提供を求めるよう、市区町村に促す。

¹¹ 内閣官房(身元保証等高齢者サポート調整チーム)、内閣府 孤独・孤立対策推進室、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」(2024 年 6 月)

認知機能の低下等が見られる人の個人情報の第三者提供に係る本人の同意や、福祉機関との連携、金融機関内の情報共有等について柔軟な対応ができるよう、金融分野ガイドライン等の運用の見直しの必要性について検討を行う。

経済取引の判断能力の識別や、認知機能の状態に応じて本人の判断をサポートする AI 技術等の開発・実証を推進する。

高齢期における認知機能の低下に備え、消費者教育と連携し、金融や経済についての知識に加え、家計管理や長期的な生活設計を行う習慣・能力、消費生活の基礎や、金融トラブルから身を守るための知識の習得、また、事前にアドバイスを受けるなどといった外部の知見を求めることの必要性についての理解を促進する。

さらに、認知判断能力や身体機能が低下した高齢者に対して、きめ細かな投資家保護や、金融取引に関する代理制度の活用促進を図るなど、金融事業者における顧客本位の業務運営に向けた取組を推進する。

第2 分野別の基本的施策、4 生活環境、(9)成年後見制度の利用促進

成年被後見人等の財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した適切な支援につながるよう、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年3月 25 日閣議決定)に沿って、成年後見制度の利用促進のための周知広報や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組むとともに、成年後見制度等の見直しや総合的な権利擁護支援策の充実に向けた検討を行う。

Ⅲ. 高齢者の財産管理に関する備えと動向

1. 財産管理に関する備え

(1) 財産管理に関する備えを提供する制度・サービス

高齢者が財産管理に関する課題を回避し、または早期に解決するために有用な様々な制度・サービスが存在する。主な制度・サービスの特徴を整理する。

①法定後見制度¹²

法定後見制度には後見類型・保佐類型・補助類型が存在し、認知能力を喪失または認知能力が低下した高齢者等に成年後見人・保佐人・補助人等の法的援助者をつけ、その生活を支援する。本人やその親族、自治体首長等からの申し立てにより、家庭裁判所が後見人等を選任する。家庭裁判所は必要に応じて後見監督人等も選任し、後見人等の事務が適切に行われているか監督する。

成年後見人は、本人を代理して財産を管理し、本人の法律行為を取消す権限を有するため、認知機能の低下した本人を代理して不動産や金融資産を処分できる。また、法律行為の取消しにより消費者被害・詐欺被害を回復する効果も期待できる。さらに、成年後見人は本人の財産管理の支援だけでなく、本人の生活や療養看護に関する事務（身上保護）も担う。医療介護サービスおよび生活支援サービスの手配や利用手続き等の事務を担当するが、介護サービス等の直接支援そのものは提供しない。

法定後見制度は本人の財産管理と生活の維持を図る上で重要な役割を果たすが、医療を受ける際の同意や死後事務、保証人になることができない等の制約がある。また、後見人等は本人の意思能力が低下した後に選任されることや、管理する資産が高額な場合等には第三者である専門職が後見人等に選任されることが原因で、本人の意思に基づいた支援が難しいケースがある。財産管理における本人意思の尊重の観点からは、柔軟性を欠く制度となっている。また、制度利用を開始すると、本人が死亡または認知機能を回復しないと制度利用を終了することができない。専門職が後見人等に選任された場合は後見事務への報酬の負担も継続的に生じる。

¹² 法務省のホームページ (visited Feb 25, 2025) <<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>>.

法定後見制度の利用に伴う制約を回避するためには、法定後見制度以外の他の制度・サービスを組み合わせて活用する必要がある。しかし、他の制度・サービスは、本人の認知機能が低下する前の契約手続きを要するものが多く、認知機能の低下を見据えた事前の備えが必要となる。

②任意後見制度¹³

任意後見制度は、任意後見契約に基づき、任意後見人が財産管理や身上保護を担う制度である。本人の認知能力が維持されている間に契約し、認知能力が低下した際に、本人・親族等から家庭裁判所への請求によって発効する。そのときに家庭裁判所が選任する任意後見監督人が、任意後見人を監督する。任意後見契約の内容は事前に本人が決めているため、本人の意思を尊重した財産管理を実現しやすい。また、任意後見人が本人を代理して財産を管理するため、不動産や金融資産の処分ができる。さらに、任意後見人は本人の身上保護を担うこともできるため、本人の生活環境の維持を目的とした利用も可能である。

一方で、任意後見制度は高齢者本人の財産管理等の事務を委任する契約であるため、本人以外の者のために財産を活用するような指図や本人が亡くなった後の資産継承・死後事務には対応できず、そうした点においては本人意思の尊重の面で柔軟性を欠く部分がある。また、任意後見制度では、任意後見契約が発効するまでに被った消費者被害・詐欺被害の防止や、成年後見人には可能な本人の法律行為の取消しによる消費者被害・詐欺被害の回復ができないため、消費者被害等を防止する効果は相対的に弱いと考えられている。

なお、法定後見制度および任意後見制度は、2022年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画に沿って見直しに向けた検討が進められており、利用の必要性が無くなった場合の利用の終了や本人の状態に合わせて後見人等の交代を認めるといった制度改正の検討が行われている¹⁴。制度改正による利便性の向上が期待される。

③日常生活自立支援事業¹⁵

日常生活自立支援事業は、認知症等により判断能力の低下がみられる高齢者等と地域福祉を担う社会福祉協議会が利用契約を締結し、それに基づいて社会福祉協議会が日常生活を支援する制度である。福祉サービスの利用の援助、金融機関での入出金の手伝い、通帳・印鑑の保管といった日常の財産管理と生活支援を一体的に行う。また、社会福祉協議会が日常生活自立支援事業の担当者を監督し、高齢者の金銭の管理に関する不正を防止する仕組みも組み込まれている。

しかし、日常生活自立支援事業は日常の財産管理を対象とするため、金融資産・不動産等の管理処分は支援の対象外であり、資産凍結や消費者被害・詐欺被害を防止する効果は十分ではないと考えられる。また、本人の認知能力が一定程度低下した状態から利用を開始できるが、高齢者と社会福祉協議会の利用契約に基づき提供されるサービスであるため、本事業の契約の内容について判断し得る能力を有している間しか利用できず、判断能力がさらに低下すると利用を停止しなければならない。深刻化する前に、

¹³ 同上。

¹⁴ 法制審議会第199回会議資料「成年後見制度の見直しについて」（2024年2月）

¹⁵ 厚生労働省のホームページ（visited Feb 25, 2025）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo/index.html>。

状態に応じてうまく活用する必要がある。

④信託（商事信託・民事信託）

信託銀行が高齢者から金銭の信託を受け、認知能力が低下した高齢者を支援する信託商品（商事信託）も存在する。本人から信託銀行に金銭を信託するとともに高齢者支援のキーパーソンとなる親族等を指定する。指定された親族等は、本人の医療費や介護費用等の本人の利益に資することが明らかな費用の支払いに信託された金銭を利用する。また、指定された親族等の口座に使途自由な一定額の資金を毎月振り込み、それを本人の生活支援に活用する。この信託商品を活用することで、親族等による信託財産の浪費を抑止し、本人の生活環境の維持を支援できる。同時に、信託銀行に信託された金銭は親族等の請求により利用できるため、資産が利用できなくなるリスクを回避できる。また、消費者被害・詐欺被害から財産を守る効果も期待できる。

また、親族等が高齢者から財産の信託を受ける民事信託の活用も進んでいる。財産の信託を受けた親族等は、信託契約に基づいて本人の生活支援に信託財産を活用する。親族等に信託（譲渡）された財産は親族等の固有財産と分別管理され、高齢者本人や受託した親族等の破産からの独立性が確保される。また、受託者である親族等には信託法に基づく受託者責任が課される。受託者に対する報酬は、信託契約に報酬を定める場合等の他は無報酬が原則とされている。更に、本人の認知能力が低下し親族等の行為を適切に監督できない場合に備え、本人が必要を感じる場合には第三者を信託監督人として選任する仕組みも活用できる。

⑤財産管理委任

認知能力が低下した高齢者の財産管理を支援する、弁護士・司法書士等の専門職、金融機関等が提供するサービスが存在する。

例えば、専門職に財産管理を委任する財産管理委任契約がある。委任を受けた専門職が、契約に従い本人を代理して財産を管理する。本人の意思を契約に記載することで本人の意思の尊重した支援が可能になる。一方で、金融取引や不動産取引では、財産管理契約に基づく代理人による手続きが認められないケースもあり、任意後見制度等が活用される。

また、金融機関が、あらかじめ届け出た親族等の代理人による取引を可能とする指定代理人制度も普及してきている。信頼できる親族等を代理人に指定することで本人の財産管理を支援できるが、身寄りがいない、代理人の成り手となる親族が居ないといった高齢者には活用が難しい。

⑥高齢者等終身サポート事業者

高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを提供する高齢者等終身サポート事業者の利用も進んでいる。高齢者等終身サポート事業者は高齢者の財産管理および身上保護に関する様々なニーズに対応するため、任意後見制度、財産管理委任契約等の制度・サービスを活用している。また、身元保証、死後事務委任、付き添いや買い物支援等の生活支援サービスも提供しており、高齢者のニーズへの包括的な対応が可能のため利便性が高い。一方で、認知機能の低下がみられる高齢者が利

用するため、高齢者のニーズに応じた契約内容とすることや、契約内容に応じたサービスの履行がなされていることのチェックが難しいといった課題がある。2024 年 6 月に政府がガイドラインを策定しており¹⁶、ガイドラインに沿った事業運営が期待されている。

（２）制度・サービスの機能の整理

高齢者の財産管理に関する備えを提供する制度・サービスの機能について、ALP 調査研究報告書に基づいて《図表 5》に整理する。

《図表 5》備えを提供する制度・サービスの機能

ALP関連サービス	備えのタイミング	発効するタイミング	財産管理			身上保護		監督	コスト
			包括財産	特定財産	金銭	法律行為	事実行為		
①法定後見制度	認知機能低下後	認知機能低下後	○	○	○	○	後見人等の裁量あり	家庭裁判所	高い傾向
②任意後見制度	健常時	健常時または認知機能低下後	○	○	○	○		任意後見監督人	高い傾向
③日常生活自立支援事業		認知機能低下後			○	○	○	社会福祉協議会	低い傾向
④商事信託		健常時または認知機能低下後			○			金融庁(信託業法)	低い傾向
④民事信託				○	○			信託監督人を設定可能	コンサル報酬は掛かるが低い傾向
⑤財産管理委任					○	○	○	なし	事業者によって異なる

（出典）公益財団法人 トラスト未来フォーラム、一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会「Advance Life Planning 調査研究委員会 2024 年度研究報告書」（2025 年 2 月）を基に当社作成。日常生活自立支援事業は、「判断力が低下しつつも、契約関係が理解できる状態でのみ発効する」もので、良いタイミングで活用するためには「健常時からいつでも使える準備をしておく」といふヒアリング結果がある。それに基づき、表の通り整理した。

法定後見制度は高齢者の認知機能が低下してから申立を行うが、それ以外の制度・サービスはいずれも健常時に事前に契約する必要がある。

本人の意思を尊重した支援を実現する観点からも、健常時に事前に備える制度・サービスは有用である。任意後見契約、信託契約、委任契約、公正証書遺言等はその手続きの中で、本人の意思を表出して遺すことができる。また、監督機能の有無も、本人の意思を尊重した支援を確実に提供していく上では重要である。

財産管理・身上保護におけるカバー範囲に関しても、制度・サービスごとに様々である。なお、事前に備えなくとも利用できる法定後見制度は対象とする財産が幅広く、身上保護への対応が可能であり、監督機能も付けられる点に特徴がある。一方で、第三者である専門職が後見人等に選任される可能性があることや、制度利用の終了ができないこと、コストが高い傾向にあるといった課題がある。

¹⁶ 前掲注 11。

（３）事前の備えによる適切な制度・サービスの選択

事前の備えを行わない場合は、本人の認知機能の低下により財産管理や身上保護が立ちいかなくなった段階で法定後見制度が導入される。事前に備えていくことでより適切な制度・サービスを選択でき、保有する資産、家族構成等の環境、本人の意向に応じた支援を実現できる可能性がある。

例えば、保有する資産が金銭中心でその管理を頼れる親族が居るのであれば、銀行口座の管理等に指定代理人制度を活用しつつ、大きな金額には比較的低いコストで信頼性が高い管理を実現できる信託商品を活用するといった備え方が考えられる。身寄りがないのであれば、管理する資産の規模に応じて身上保護の機能も有する任意後見制度や日常生活自立支援事業、または高齢者等終身サポート事業者によるサービスを選択することがありえる。

Ⅳ．財産管理に関する備えの普及状況と促進要因

１．財産管理に関する備えの普及状況

財産管理に関する事前の備えにより適切な支援を実現できる可能性があるが、実際のところ財産管理に関する備えは殆ど行われていない。その状況を以下の調査で確認する。

（１）「2023 年度ライフマネジメントに関する高年齢層の意識調査¹⁷」

2023 年 4 月～5 月に全国の 60 歳以上男女を対象に訪問調査を実施している。その結果、判断能力が不十分になったときの準備として、任意後見制度が 1.4%、信託制度が 1.0%、銀行・保険会社・証券会社の代理手続き制度が 4.7%で利用されていた。

（２）「備え関連要因の検討論文」

2021 年 12 月に全国の 50～69 歳の男女 1 万人を対象に Web 調査を実施し、財産管理にまつわる備えの実施状況を尋ねている。その結果、任意後見制度の利用が 37 人（0.37%）、認知症サポート信託の利用が 38 人（0.38%）、銀行預金口座への代理人指定が 60 人（0.6%）であった。

（３）「ALP 調査研究報告書」

居宅ケアマネジャーおよび地域包括支援センター職員を対象に Web 調査を実施し、554 件の対象者が担当する 16,518 人（要支援 1～要介護 5）の受け持ち事例における法定後見制度等の利用状況について確認している。その結果、「法定後見人」の利用者は 3.6%（588 人）、「任意後見人」は 2.5%（399 件）であった。「預貯金の引き出し」「介護サービス契約」「介護サービス支払」といった日常的な取引に関しては、家族がその多くを担っている状況が確認された。

２．財産管理に関する備えの促進要因

それでは、どのような高齢者が財産管理に関する備えを行っているのだろうか。前述の調査では以下の促進要因が示されている。

¹⁷ 公益財団法人生命保険文化センター「2023 年度ライフマネジメントに関する高年齢層の意識調査」（2024 年 4 月）

（１）「2023 年度ライフマネジメントに関する高年齢層の意識調査」

各制度・サービスの利用状況について、回答者の属性との関連をクロス集計により分析している。

任意後見制度の利用は、年齢は 65～69 歳、家族形態は単身、本人年収が 2,000 万円以上の回答者が多かった。また、信託制度は、配偶者と離別・死別した既婚者、本人年収が 500～1,000 万円未満、世帯保有金融資産が 1,000～2,000 万円未満の回答者の利用が多かった。銀行・保険会社・証券会社の代理手続き制度は、本人年齢が 80～84 歳、本人年収が 2,000 万円以上、世帯保有金融資産が 2,000 万円以上の回答者の利用が多かった。

（２）「備え関連要因の検討論文」

任意後見制度、信託制度、銀行預金口座への代理人指定を、財産管理支援サービスと一まとめに捉えている。そのうえで、年齢・性別、家族構成、金融資産、投資経験、認知症予防への関心、同居親族の介護経験、自身が認知症になった場合の困りごとと予想といった回答者の複数の属性と、財産管理支援サービス利用との関連を回帰分析により同時に分析している《図表 6》。

《図表 6》財産管理の備え状況に関する多変量・多項ロジスティック回帰分析の結果

		多変量分析の結果	
		財産管理支援サービスの利用	
		係数	p値
年齢（歳）			
中央値（25パーセンタイル～75パーセンタイル）		-0.02	0.30
性別			
男性			
女性		-0.02	0.94
子がいらない		-0.17	0.49
金融資産			
500万円未満			
500万円以上～2,000万円未満		0.09	0.77
2,000万円以上～5,000万円未満		0.28	0.40
5,000万円以上		0.53	0.15
投資経験			
株式等の投資経験なし			
現在の投資内容に満足		0.02	0.95
追加での投資に関心		0.43	0.15
認知症予防への関心			
非常に関心がある			
多少関心がある、あまり・まったく関心がない		-0.39	0.10
同居親族介護経験がある		0.33	0.15
自身の認知症の困り ごととの予想			
仕事に満足に行えなくなる		0.23	0.35
プライベートが楽しめなくなる		0.19	0.46
ご自身の介護等で周囲の人のサポートが必要となる		-0.64	0.02
介護費用等金銭的な負担が発生 する		0.23	0.42
財産の相続手続き等で家族が困る		0.74	0.01
預金口座や株式証券等の取り扱いに支障が生じる		0.60	0.04

（注）多変量分析の結果の係数は、各質問項目と財産管理支援サービスの利用の関連性の方向（正負）および強さ（数値の大きさ）を示している。p 値は 0.05 以下を有意とみなしている。なお、係数および p 値が記載されていない質問項目は、同じ質問項目における他カテゴリーの基準となる参照カテゴリーである。

（出典）岡島正泰、成瀬昂、仙波太郎、鈴江康徳「中高年者における財産管理にまつわる将来の備えとその関連要因の検討」（2025 年 3 月）を基に当社作成。

その結果、財産管理支援サービスの利用との関連性がみられた回答者の属性は、「財産の相続手続き等で家族が困る」「預金口座や株式証券等の取り扱いに支障が生じる」といった形で自身が認知症になった場合の困りごとを予想していることであった。年齢・性別等の属性は、関連性が認められなかった。

この状況を、「自分が認知症になる可能性とその場合の相続手続きや口座の取り扱いの問題を具体的に想定できている者は、将来のリスク、ならびに支援サービス利用のメリットについて理解が深いことにより、財産管理支援サービス利用という備え行動に取り組めていた可能性がある」と考察している。

（３）「ALP 調査研究報告書」

地域包括支援センター、ケアマネジャー、社会福祉協議会、行政書士、高齢者等終身サポート事業関連、住まい、金融事業者等の関係者に幅広くヒアリング調査を実施し、それを基に高齢者が備えに取り組まない理由と対応を考察している。

高齢者が備えに取り組まない主たる理由として、次の３点を挙げている。

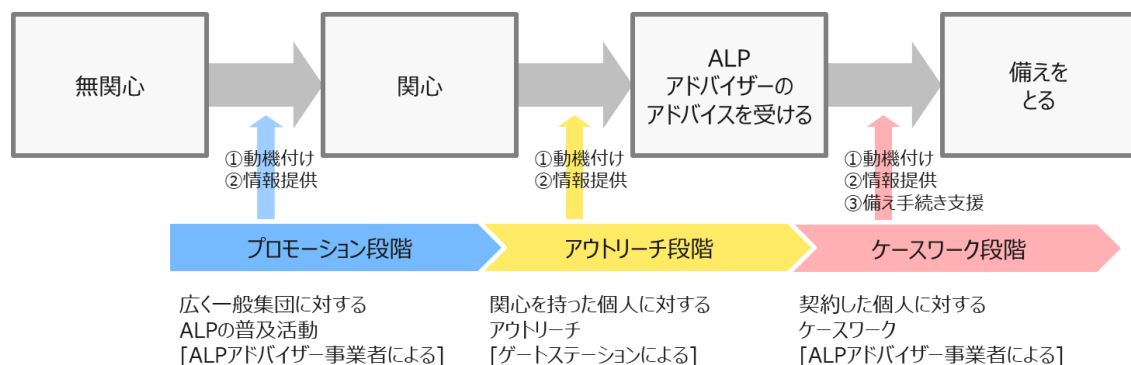
- ・ 高齢期のトラブル・備えに関する情報の不足
- ・ 高齢期のトラブルを予測・想定する動機の不足（高齢者自身の拒否的な心情、費用負担の回避）
- ・ 備えるための相談先・手段・サービス資源の不足

また、備えに取り組まない理由に対応した普及策として、次の３点を挙げている。

- ・ 動機付け
- ・ 情報提供
- ・ 備え手続き支援

これらの考察に基づき、備え普及のための３段階アプローチを提示している。最初に、多くの高齢者が財産管理に関する備えに無関心であるところ、一般集団への動機付けおよび情報提供により高齢者の関心を高める。そのうえで関心を持った個人へのアウトリーチによる動機付け・情報提供により、適切な備え方をアドバイスできる専門家（本調査研究ではALPアドバイザーと呼称されている。）に誘導する。ALPアドバイザーは、備え手続きを具体的に支援し、高齢者の財産管理に関する備えを促進する《図表 7》。

《図表 7》 備え普及のための３段階アプローチ



（出典）公益財団法人 トラスト未来フォーラム、一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会「Advance Life Planning 調査研究委員会 2024 年度研究報告書」（2025 年 2 月）。

動機付けと情報提供の段階では、備えないことで生じうる将来のリスクや困りごとの悲惨さ（ネガティブメッセージ）だけでなく、備えることによって開ける明るい生活（ポジティブメッセージ）を組合せて伝えることが提案されている。また、本人が拒否反応を示さないように、信頼できる個人・機関による介入が提案されている。

V. まとめ

1. 高齢者の財産管理に関する備えの促進要因の整理

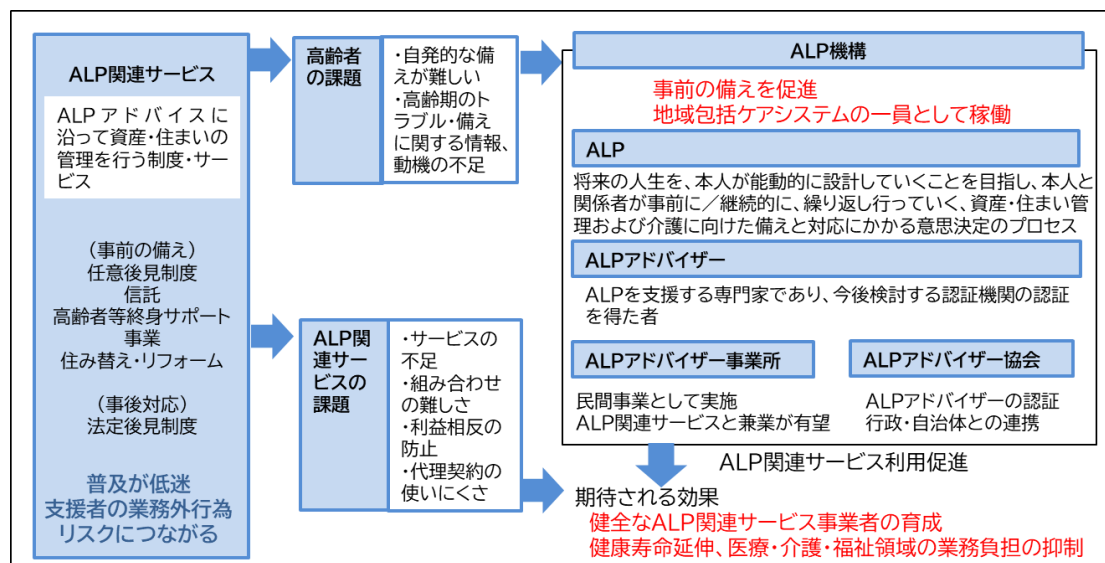
前章で参照した調査の結果から、高齢者の財産管理に関する備えの促進要因を以下のように整理した。

- ・年齢の高さ、収入・保有金融資産が多い人は財産管理の備えを行う割合が高い傾向があったが、備えの方法ごとに備えを行う人の傾向も様々で明確な促進要因を読み取ることは難しかった。
- ・任意後見制度や信託制度等による備えを財産管理支援サービスによる備えに一まとめにした上で、複数の回答者の属性を同時投入して回帰分析したところ、「財産の相続手続き等で家族が困る」「預金口座や株式証券等の取り扱いに支障が生じる」といった形で自身が認知症になった場合の困りごとを予想していることが備えの促進要因として特定された。
- ・高齢者の財産管理に関する関係者へのヒアリング調査からも、備えないことで生じうる将来のリスクや困りごとの悲惨さといったネガティブメッセージの必要性が明らかになった。その一方で、本人への動機付けや拒否反応の防止といった実際的な観点から、ポジティブメッセージとの組み合わせや信頼できる支援者による介入の必要性も強調された。

2. 高齢者の財産管理に関する備えを促進する介入の仕組み

上記の備えの促進要因を満たす介入の仕組みとして、「ALP 調査研究報告書」は ALP 機構による支援を提案している《図表 8》。

《図表 8》ALP 機構による持続可能かつ継続可能な社会介入の仕組み



(出典) 公益財団法人 トラスト未来フォーラム、一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会「Advance Life Planning 調査研究委員会 2024 年度研究報告書」(2025 年 2 月) を基に当社作成。

ALP 機構は、認知機能の低下した高齢者の財産管理に備える制度・サービスである ALP 関連サービスの利用や、備えに関する情報提供・動機付けが不足している現状に対応する社会介入の仕組みである。ALP 機構を用いた社会介入により促進する ALP を、「将来の人生を、本人が能動的に設計していくことを目指し、本人と関係者が事前に／継続的に、繰り返し行っていく、資産・住まい管理および介護に向けた備えと対応にかかる意思決定のプロセス」と位置づけている。本人が、能動的に、事前に、繰り返し、資産・住まい管理・介護に関して意思決定することの重要性を訴えている。ALP の実現を支援する主体として、ALP アドバイザーと ALP アドバイザー事業者の設置を想定している。財産管理の課題は公的な医療・介護・福祉の領域外の問題であり、ALP アドバイザー事業者は民間が運営するものとされている。

また、ALP アドバイザーのコンピテンシーや中立性の確立をサポートする団体組織(ALP アドバイザー協会(仮称))の設置も構想されている。それにより ALP アドバイザーへの信頼感を醸成し、ALP アドバイザー事業者の取り組みを支援しながら高齢者を ALP アドバイスに導く。これらの高齢者の資産・住まい管理の備えを促進する仕組みとして ALP 機構が位置づけられており、東京大学高齢社会総合研究機構は、今後 ALP 機構の実装に向けた検討を行っていく模様だ。

3. 高齢者の財産管理に関する備えの促進に向けて

認知症高齢者や身寄りがない高齢者が増加する中で生じている高齢者の財産管理に関するトラブルに対処していくために、高齢者の財産管理に関する備えの促進が期待されている。本レポートで参照した調査からは、自身が認知症になった場合の困りごとの予想を形成することが重要であり、それを実現するためには情報や動機の不足を解消していくための社会介入の仕組みが必要であることが示唆された。

また、財産管理の課題は民間事業者による解消が期待されている。既に、高齢者の財産管理の課題に対して、日本郵便の「終活日和」¹⁸や、SOMPO ヘルスサポートの「ウェルビオ」¹⁹といった事業が取り組みを開始している。民間事業者が支援を行う際には、アドバイスの品質や中立性の確保、アドバイスの領域が金融、法務、住まい、生活支援等の多岐にわたるため、自社の専門外の領域に関して連携する事業者の選定や確保といった現実的な課題が生じてくる。これらの課題への対処を共創領域と捉えて、ALP アドバイザーの団体組織の検討が進められようとしている。高齢者の財産管理の課題に取り組むことを検討している事業者は、本レポートで紹介した研究や社会実装に向けた取り組みの動向を注視してみてはいかがだろうか。

本資料は、情報提供を目的に作成しています。正確な情報を掲載するよう努めていますが、情報の正確性について保証するものではありません。本資料の情報に起因して生じたいかなるトラブル、損失、損害についても、当社および情報提供者は一切の責任を負いません。

¹⁸ 日本郵便のホームページ (visited Feb 25, 2025) <<https://www.post.japanpost.jp/life/inheriting/index.html>>.

¹⁹ SOMPO ヘルスサポートのホームページ (visited Feb 25, 2025) <<https://www.wellbio.jp/index.html>>.